

農業委員会 総会（11月） 議事録

日時	令和4年11月22日（火）		8:30-11:00
場所	開発総合センター 2階 婦人室		
出席	農業委員会長	12	石野 正幸
	農業委員	1	公文 宏司
	農業委員	5	奥山 敏仁
	農業委員	6	天野 律子
	農業委員	7	宮川 みゆき
	農業委員	8	植松 由美子
	農業委員	9	北村 一男
	農業委員	10	小久保 利佳
	農業委員 会長職務代理	11	吉見 一之
	農地利用最適化推進委員		百井 隼太
	農地利用最適化推進委員		前田 亙
	事務局	事務局長	釜 靖昭
		新井 智美	
欠席	農業委員	2	内藤 政之
	農業委員	3	大沼 剛
	農地利用最適化推進委員		宮原 淳
傍聴人	0名		

- 1 会議事件
 - (1) 報告第2号 農地法第3条の3第1項による届出について
 - (2) 報告第3号 農地法第3条の3第1項による届出について
 - (3) 報告第4号 農地法第3条の3第1項による届出について
 - (4) 議案第16号 農地法第5条による許可申請について
 - (5) 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構）

- 2 協議事項
 - (1) 研修体制について
 - (2) 遊休農地対策の強化について（非農地判断）
 - (3) ネズミ駆除について
 - (4) その他
 - ① 報酬について
 - ② 農業委員会だより12月号について（原稿確認）
 - ③ 議事録署名人について
 - ④ 12月の総会について

◆ 宮川みゆき委員 就任後、初参加により挨拶

「母が亡くなり7年、畑を引き継ぎ耕作しているが、他の仕事もありなかなか思う通りの管理ができていません。今後は時間を見つけて耕作していきたいと思います。

分からないことばかりではありますが、農業委員として今後もよろしくお願ひ致します。」

1 会議事件

(1) 報告第2号 農地法第3条の3第1項による届出について

本村地区 10筆 (相続)

(2) 報告第3号 農地法第3条の3第1項による届出について

本村地区 4筆 (相続)

(3) 報告第4号 農地法第3条の3第1項による届出について

式根島地区 1筆 (相続)

(5) 議案第16号 農地法第5条による許可申請について (11月総会へ持ち越された案件)

字 若郷 1筆 (調査員：天野委員、北村委員)

若郷にある建築物にて半屋内バーベキュー場を運営予定。観光客用の駐車場として、隣接する農地を転用したいとのこと。隣接宅地との一帯利用による農地転用許可申請となる。

譲受人の妻の父と譲渡人の夫が同級生であり、今回の農地について、管理・耕作できないとの申し出から利活用も含め交渉に至ったとのこと。

周辺に耕作地はなく、集約できない場所であることから農地として作付けするには小さな土地である。周辺は宅地や山に囲まれており、転用には影響が無いものと考えられるため、全会一致で許可とする。

<質疑応答>

内藤委員： ここはトンネルに繋がっている？ (地図への質問)

事務局： はい。

北村委員： 東京都の所有地か？

事務局： 申請地の西側から南側にかけて、トンネル、都道建設時から東京都の土地となっている。

前田委員： 桜の木が植栽されている場所か？

事務局： 申し訳ない。現在写真が手元にないため、確認できない。

北村委員： 確かそうだったはず。

天野委員： バーベキュー場ということでアルコールを含めにぎやかな飲食場となることが予想されるため、クレームが来ることが少し心配。

石野会長： 確かに、住民にとっては騒々しくなる可能性はある。個人的には、廃墟となる可能性の大きかった建築物を活用し、そのために必要である転用事案なので許可に値するのではないかと思う。

2 協議事項

(1) 研修体制について

事務局 : R5年度の予算要望状況を説明。

今回はR5年度に既に予想される新規就農者を拾いたく、農業推進支援事業に研修事業を組み入れている。5日間の短期研修で、宿泊費、消耗品、受入農家への報酬を検討中。春夏秋冬の季節を体験していただくため、想定2名分を4シーズン分要望している。

同時に、農業推進支援事業は毎年100万円以上増額しており、このまま全ての要望額を青天井で受け入れる訳にはいかないため、支援内容を少し変更する予定。認定と認証で少し差別化をさせていただき、1事業者に対する補助額上限も下げることとした。その分、新規就農者への研修も含め多くの人に、活用いただけるよう、R6年度に向け、制度を整えていきたいと考えている。

奥山委員 : 財団の研修との関係性は？認定農家のみが講師になれる？

事務局 : Iターンを何でも受け入れるというのもリスクがあることから、現在のところ、財団との相談も必要だが、財団の短期体験研修を修了された方を条件と志、面接などを通してこちらの短期研修を活用していただきたい。受入農家は認定農家を考えている。

石野会長 : 一番問題である住宅支援の要望は？

事務局 : 今回は短期研修を目的としており、5日間×4回/年の宿泊費補助を検討中。

公文委員 : 研修の最終目標、目的がいまいち分かりづらい。こっちから来てもらいたくて呼ぶのか、就農者が島を希望してくるのか。

石野会長 : 遊休農地を減らすために人手を確保したい、産業を守り後世に残したいという意味で、こちらから呼んでいる一面もあるが、島に就農相談があることから、来たいという意思をもって訪れる人もいる。島内で見つけづらい新規就農者を島外から呼ぶ動きが各島で多いが、そのための行政窓口。

公文委員 : こちらも人手が足りないから、研修に来てくれた人が学びたいと言ってくれば、教えつつ足りない人出を補うことが出来、WINWINの関係性を結べるのでは？

石野会長 : 産業振興として、既存農家にもメリットがないと意味が無いのは理解できる。

事務局 : そのために短期研修を考えている。三宅島では公社の研修を受けた人を条件に、島での長期研修を履修することが出来るが、受入農家と研修生との間でトラブルもあるとのこと。そのうちの 하나가、労働力として見られ、学ぶことが出来ないというもの。短期であれば、そういったトラブルも、変な癒着も防ぐことが出来るのではないかと考えている。

公文委員 : 研修と聞くと、技術に特化して学びを得に来るイメージだが、それよりは、島暮らしをしたくて、その生活の中に農業があるというイメージの方がしっくりくる。

事務局 : 実際、式根島にいらしている就農希望の方は、式根島を気に入ってくださって、通っていた時期があるとのこと。

奥山委員 : 式根島を気に入り、6年通ってくれた。今回東京で農業の研修を行なおうとしていたが、普及の先生から、式根島で農業をする予定なら東京での研修は受けない方が良いとのこと

で現在、財団の研修を使い天野委員のもとに通っている。

天野委員： とてもやる気のある子で楽しい。短期間だからこそ、ポイントで教えてあげられるが、長期となると、労働力としてカウントしがちになってしまいそう。また自分の生活や農業経営におけるリズムを崩されることもあるだろうから疲れてしまうのではないかと思う。取り掛かりとしては、短期は良いのでは。

吉見委員： 気に入ってもらえるかどうか、少しそこに掛かっている部分もあると考えると、受け入れる側も大変。

石野会長： 結局は「人」なので、色々あるだろう。また、島での経営、運営を学ぶためには、都で研修を受けるとリアリティがない。作目も販路も全く違う。移住者を増やすというより産業を守りたい。今後も委員の皆様の意見を伺いたい。

事務局： また村担当者として、各島で後継者事業を行っているが、島によってはしっかりとした事業でありつつも、来た人自身に農地や家を探させ、自立を促す一歩とする島もあれば、手厚い後継者支援として住宅費用や生活保障はあるけど、既存農家への独自支援は展開されていない等、施策はそれぞれ。新島村では、新規就農者への研修制度がない状態ではあるが、他の島の良いところを見習って、農業全体を振興できる新島独自の施策を検討していきたいので、要望に沿えないことも多々あるかと思うがご理解の上ご協力お願いしたい。

(2) 遊休農地対策の強化について（非農地判断）

事務局： 携帯基地局、東京都や国が所有している農地は、非農地判断をしていく方向で進めようと考えている。また、違反転用している農地についても、利用状況調査の結果を元にすべてに通知をし、現況次第で非農地証明等の手続きを進めるよう通知していく方向で検討中。

石野会長： 利用状況調査の結果を元に、洗い出しを事務局で行い、出てきた資料を見て改めて現地を確認した方が良いだろう。農地の筆数によって各農業委員で確認を。

事務局： では、洗い出しを急ぐとともに、ご協力をお願いしたい。筆数が少ない場合は事務局で対応可能。年度内には間に合わせたい。

(3) ネズミ駆除について

事務局： 平成24年に式根島から多くの意見があり、ネズミ駆除について検討した。その際は、補助と言う形ではなく、小分けにされた殺鼠剤を、9月1日から9月30日までの一定期間で農地の所有者に購入してもらい、一気に撒くという方法であった。

北村委員： ガードをしても、土中に潜って芋を食べる。あめりか芋以上に赤芋（安納芋、シルクスイート）の被害が酷い。例年の10倍ほどではないか。自分一人でやっても仕方がないので、村で配ることはできないか。

事務局： 遊休農地が周囲にあることで、耕作地にまで被害が及んでいることは理解している。殺鼠剤を撒いても周囲に逃げてしまうようなので、一括で撒かないといけないとお聞きした。しかし、遊休農地であっても所有地のため、村で勝手に殺鼠剤を撒くことはできず、そういった経緯から以前も農家ご自身で対応していただいたので、購入支援を行うことはできない。獣害対策で有名な江口先生にもお話を伺ったが、ネズミは厄介で、できる対策は、農地に野菜屑などを置かず、清潔にしておくこと、殺鼠剤による対応しか回答が得られなかった。

吉見委員： 本村地区にも大きいネズミが見かけられる。殺鼠剤を撒くことで逃げ歩いていくということは初めて知ったが、それであれば誘引できるような殺鼠剤はないか。

石野会長： 発生源が畑だけなら効果があるかもしれないが、そうでもない。

植松委員： 畑の作物の方がネズミに魅力的であり、誘引は意味がないかもしれない。遊休農地自体が住処を提供しているようなものだから、どうしたものか。

事務局： サツマイモ以外にどういったものが被害に遭われているか？

天野委員： ズッキーニやトウモロコシも被害に遭っている。

事務局： では、被害に遭っている農家も多いので、薬剤の種類を検討も含め持ち帰り検討させていただきたい。ただ、予算はないので支援はしかねること、そしてどういう形であっても、クレームは来るので、そこはご承知おき頂きたい。

吉見委員： 駆除に対するクレームもくる？

事務局： 式根島で被害が広がっているトビモン・エダシヤクについても、観光関係からは、5月連休前の観光客呼び込み時期に薬剤散布はあり得ないとの嘆願書がきている。立場が変われば見方も変わるので仕方がないが、折衷案を考えつつ対策を練っていきたい。

(4) その他

① 報酬について

10月にお渡しし忘れてしまったため、皆さんにお届け予定。

② 農業委員会だよりについて

12月号の原稿確認、不備があった際には事務局へ連絡を
3月担当委員は小久保委員、宮原委員、吉見委員、前田委員
〆切：令和5年2月10日

③ 議事録署名人について

出席者の中から議席順で指名（11月分：奥山委員、宮川委員）

④ 12月の総会について

12月20日（火）